

報道関係者 各位

**感染症法に基づく急性脳炎として届出が行われた
新型インフルエンザ患者について**

10月2日、北海道函館市より、感染症法に基づく急性脳炎としての届出がなされるとともに、別添の通り情報提供がございましたので、お知らせいたします。

なお、患者の個人情報については、特段のご配慮をお願いいたします。

平成21年10月2日

市政記者 各位

市立函館保健所長 山田 隆良

函館市内における新型インフルエンザ脳症患者の発生について

平成21年10月2日(金)、函館市内において、新型インフルエンザ脳症患者の発生を確認しましたので、その経過についてお知らせします。

記

1 発生の探知

平成21年10月1日(木)、函館市内の医療機関からインフルエンザ脳症が疑われる患者1名の発生について、市立函館保健所に通報があった。

2 発生の概要

函館市在住の小学生 男児1名が9月30日(水)に、けいれん重積発作を起こし、市内医療機関に入院、検査、治療を受けた。男児には基礎疾患なし。

3 経過

9月30日(水)夜、自宅において、けいれん発作と意識混濁の症状が出現したため、医療機関に入院。インフルエンザ簡易検査は陰性。

10月1日(木)医療機関から市立函館保健所に新型インフルエンザ脳症が疑われる患者として通報あり。

10月2日(金)道立衛生研究所でPCR検査を実施したところ、新型インフルエンザ陽性となり、患者と確定した。

4 現在の症状

10月2日(金)現在、患者は、体温が37℃台、意識は改善しており、全身状態は安定し、容体は回復傾向にある。

5 対応

- ・家族等の健康調査の実施。
- ・手洗い、うがい等感染防止対策の指導。

※ 報道にあたっては、個人のプライバシー等の保護のため特段の御配慮をお願いします。

保健予防課

TEL 32-1530

FAX 32-1526